

大 個 審 第 2 0 号  
( 答 申 第 8 9 号 )  
平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日付け児家第 2 8 7 3 号で諮問のありました大阪府子ども家庭センターが保有する個人情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項に係る類型諮問については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、別紙のとおり諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

今後、類型に該当する新たな事案が発生した場合については、当審議会への諮問は要しませんが、類型への該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととされたい。ただし、該当性を判断しがたい事案については、当審議会へ諮問することとされたい。

目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第8条第1項第6号）について

① 子ども家庭センターが個人情報を目的外に提供等することにより、児童福祉若しくは児童の適切な養育環境を担保し又は児童の権利を擁護することが必要とされる場合

番号	項目	提供等する方法	提供等する個人情報	提供等する機関	適当と認める理由
1	親から離れて生活せざるを得ない児童を受け止め、適切な環境のもと、施設入所から施設退所後の支援まで、あるいは、里親委託から委託解除後の支援まで、協力体制をとっていくため、児童福祉施設への入所若しくは里親への委託を行い、又はこれを検討する場合で、虐待等で保護者や親権者が協力的でない姿勢を示す場合や連絡がとれないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設や里親等の関係機関との支援検討、支援協力依頼の場における提供等</li> <li>里親への委託を検討する場における提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の生育歴・心身に関する情報</li> <li>家族関係や親族等の情報</li> </ul> (具体例) <ul style="list-style-type: none"> <li>児童氏名</li> <li>生年月日</li> <li>年齢</li> <li>性別</li> <li>所属</li> <li>家族構成</li> <li>家族（保護者）氏名</li> <li>相談要旨</li> <li>問題の経緯</li> <li>児童の生育歴</li> <li>児童の状況</li> <li>家族・親族の状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の構成員</li> <li>要保護児童対策地域協議会に属していない公的機関</li> <li>その他、児童の健全な育成を保障したり、権利侵害を予防するため、個人情報を提供、共有することが必要であるもの</li> </ul> (具体例) <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設</li> <li>里親（候補者を含む。）</li> <li>医療機関</li> <li>学校</li> <li>幼稚園</li> <li>保育所</li> <li>市町村（福祉事務所等）</li> <li>市町村（保健センター）</li> <li>民生・児童委員</li> <li>弁護士</li> <li>(社) 家庭養護促進協会 等</li> </ul>	① 子ども家庭センターにおいて、児童の最善の利益を守るためには、適切な育成環境を維持していくことが重要であり、そのためには、関係機関の協力を得る必要がある。 ② 関係機関のうち、国及び地方公共団体等については、法令等に基づく事務を執行するために必要な情報であり、また、その他のものについても、児童の健全な育成の保障や権利侵害の予防をするため必要な情報であることから、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。 ③ ただし、提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとし、かつ、条例第8条第2項の規定により、必要があると認められるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。
2	支援を的確に行っていくため、非行行動等を呈する児童の支援を継続的に行う場合で、本人が関わりを拒否したり、また、保護者や親権者が協力的でない姿勢を示したりして、連絡がとれないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・警察等の関係機関との支援検討や支援協力依頼の場における提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の生育歴・心身に関する情報</li> <li>家族関係や親族等の情報</li> </ul> (具体例) <ul style="list-style-type: none"> <li>児童氏名</li> <li>生年月日</li> <li>年齢</li> <li>性別</li> <li>所属</li> <li>家族構成</li> <li>家族（保護者）氏名</li> <li>相談要旨</li> <li>問題の経緯</li> <li>児童の生育歴</li> <li>児童の状況</li> <li>家族・親族の状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の構成員</li> <li>要保護児童対策地域協議会に属していない公的機関</li> <li>その他、児童の健全な育成を保障したり、権利侵害を予防するため、個人情報を提供、共有することが必要であるもの</li> </ul> (具体例) <ul style="list-style-type: none"> <li>学校</li> <li>警察</li> <li>(社福) 大阪児童福祉事業協会</li> <li>民生・児童委員</li> <li>少年補導補助員</li> <li>保護司 等</li> </ul>	
3	適切な教育環境や生活支援を行うため、障害を有する児童や不登校・引きこもり状態にある児童を支援する場合で、保護者や親権者が協力的でない姿勢を示す場合や連絡がとれないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校やこうした児童への支援活動を行っている団体との支援検討や支援協力依頼の場における提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の生育歴・心身に関する情報</li> <li>家族関係や親族等の情報</li> </ul> (具体例) <ul style="list-style-type: none"> <li>児童氏名</li> <li>生年月日</li> <li>年齢</li> <li>性別</li> <li>所属</li> <li>家族構成</li> <li>家族（保護者）氏名</li> <li>相談要旨</li> <li>問題の経緯</li> <li>児童の生育歴</li> <li>児童の状況</li> <li>家族・親族の状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の構成員</li> <li>要保護児童対策地域協議会に属していない公的機関</li> <li>その他、児童の健全な育成を保障したり、権利侵害を予防するため、個人情報を提供、共有することが必要であるもの</li> </ul> (具体例) <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村（保健センター）</li> <li>医療機関</li> <li>市町村（福祉事務所等）</li> <li>児童福祉施設</li> <li>学校</li> <li>幼稚園</li> <li>保育所</li> <li>民生・児童委員 等</li> </ul>	

② 子ども家庭センターが配偶者暴力相談支援センターとして個人情報を目的外に提供等することにより、被害者の安全を確保することが必要とされる場合

番号	項目	提供等する方法	提供等する個人情報	提供等する機関	適当と認める理由
1	速やかな救済・保護のためには、裁判所の保護命令が出されるタイミングにあわせて、警察が被害者を保護するため、配偶者等からの暴力による被害者について、警察による緊急保護が行われる場合	・支援検討や支援協力依頼の場における提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害家族の相談歴等の情報</li> <li>(具体例)</li> <li>・被害者の氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・年齢</li> <li>・性別</li> <li>・家族構成</li> <li>・保護に対する意向</li> <li>・家族氏名</li> <li>・相談要旨（加害者の状況等も含む。）</li> <li>・問題の経緯</li> <li>・家族・親族状況等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）において、被害者の最善の利益を守るためには、速やかな保護につなげていくことが重要であり、そのためには、警察の協力を得る必要がある。</li> <li>② 警察が、その法令等に基づく事務を執行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。</li> <li>③ ただし、提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとし、かつ、条例第8条第2項の規定により、必要があると認められるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。</li> </ul>

